

# 休学手続きチェックシート

申請前に必ず確認してください

- 2024年度大学院学則改正に伴う休学期間上限について確認しましたか。

休学期間の上限について、2024年度より学則第125条が改正されたことに伴い、以下のとおりとします。

- (1) 修士課程の休学期間の上限は、通算して4年(8学期)とします。
- (2) 後期博士課程の休学期間の上限は、通算して6年(12学期)とします。
- (3) 上記の休学期間の通算に含むのは、2024年4月1日以降の休学となります(2023年度以前の休学は通算に含めません)。
- (4) 休学理由が「母国における兵役義務のため」と認められた場合、当該休学期間は上記の休学期間の通算には含めません。
- (5) 在学中の休学期間の通算が上限に達した場合、それ以降の休学は認められません(母国における兵役義務を理由とした休学を除く)。

- (紙面提出の場合)「休学願」の本人、保証人それぞれが自署していますか。

- (K-Support から申請の場合)本申請について保証人の同意を得ていますか。  
※許可通知発送後に、万一保証人から本申請について同意をしていなかった等のご指摘があった場合においても、K-Support において同意の確認を行ったことをご説明する以外の対応はできません。

- 届け出の本人、保証人の現住所・電話番号は大学に登録しているものと同じですか。  
登録住所・電話番号は以下の手順で確認および変更できます。  
K-Support にログイン>「申請」>「各種申請」>「住所確認・変更(本人・保証人)」/「保証人変更」

- 「休学願」の休学期間は正しいですか。(春学期 4/1~9/21 秋学期 9/22~3/31)  
2学期以上休学を予定している場合でも、休学申請は1学期毎となります。

- 休学理由別に用意する必要書類はすべて整っていますか。

- (一身上の都合による場合)  
「休学願」もしくは「休学理由書」の承認印欄に面談した教員の印または署名はありますか。  
※オンラインで面談をした場合には、「休学理由書」の余白に「〇〇先生とオンラインで面談実施済み」と記入してください。  
※承認印や署名がない場合、教員から学事グループへ休学を承認した旨の連絡が必要になりますので、面談時に依頼してください。

- (在留資格が「留学」の場合)  
休学する場合は「留学」の在留資格で日本に滞在し続けることはできません。速やかに出国する予定ですか。  
もしくは日本に滞在するために適切な在留資格への変更手続きを行いましたか。  
※休学して出国する際には、空港にて在留カードを返納してください。  
※休学中も日本に滞在する場合の在留資格変更手続きは、出入国在留管理局に直接問い合わせてください。

- (後期博士課程に在籍している場合)  
以下を確認しましたか。  
・在学期間延長中に休学申請を行うことはできません。  
・休学期間中に以下を実施することはできません。  
教育体験の実施/大学院セミナーの実施/学位審査委員会設置/最終試験/最終合否判定

休学手続きに関する詳細は塾生サイトで確認してください。<https://www.students.keio.ac.jp/sfc/gsmg/procedure/status/apply.html>

上記、すべての事項を確認いたしました。

氏名 \_\_\_\_\_

(紙面提出の場合は自署してください。)